

福井エリア地域原子力防災協議会
第 42 回高浜地域分科会、第 38 回大飯地域分科会、第 20 回美浜地域分科会
議事概要

1. 日 時

令和 8 年 3 月 23 日（月） 14 : 00～15 : 30

2. 場 所

福井県庁及び Web 会議

3. 出席者

国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、
防衛省・自衛隊

関係自治体等 : 福井県、京都府、滋賀県、岐阜県、福井県警察本部、京都府警察
本部、敦賀美方消防組合消防本部、若狭消防組合消防本部

ワザバー : 高浜町、おおい町、美浜町、敦賀市、小浜市、若狭町、越前市、
南越前町、越前町、鯖江市、福井市、舞鶴市、綾部市、南丹市、
京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町、京都市、長浜市
中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、関西広域連合

庶務 : 内閣府 林田推進官、長澤専門官、伊藤補佐、鈴木主査、
松崎主査、松浮主査
松本防災専門官、高野防災専門官、
正野防災専門官、林防災専門官

4. 議 題

(1) 「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の改定について

(2) その他

5. 配付資料

資料 1 「高浜地域の緊急時対応」(全体版)(案)

資料 2 「大飯地域の緊急時対応」(全体版)(案)

資料 3 「美浜地域の緊急時対応」(全体版)(案)

6. 概要

(1) 「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の改定について

- 内閣府から資料に基づき、「高浜地域の緊急時対応」(全体版)(案)「大飯地域の緊急時対応」(全体版)(案)「美浜地域の緊急時対応」(全体版)(案)について、主な改定ポイントを中心に説明があった。
- 福井県から、以下の点について意見があった。
 - ・ 屋内退避の運用に関する検討結果が原子力規制庁により取りまとめられ原災指針に反映されたため、その内容も緊急時対応の「UPZ 内における防護措置の考え方」に盛り込んでほしい。
 - ・ 屋内退避中に可能な一時外出の例示について、原子力規制庁が作成した「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」の関連文書に記載された順番と違うのは何か意味があるのか。
 - ・ 屋内退避中に可能な一時外出の例示のうち、「川内地域の緊急時対応」では「台風襲来時の家屋補強」の記載があり、福井エリアでも考えられる内容であるので同様の記載をすることができないか。
これに対して内閣府から、
 - ・ 「UPZ 内における防護措置の考え方」には屋内退避から OIL に基づく一時移転等に関するフロー図があるので、これと同様に屋内退避実施後のフロー図を別途掲載することも考えられるため、原子力規制庁とも相談しながら検討したい。
 - ・ 「台風襲来時の家屋補強」の記載は追記する。
 - ・ 屋内退避中に可能な一時外出の例示の順番については、規制庁が作成した関連文書の順番に合わせて修正することとしたい。との回答があった。
- 滋賀県から、屋内退避中の一時的な外出に関連し、以下の点について意見があった。
 - ・ 人工透析は重要な医療行為ではあるが突発的に必要となる医療行為ではないため緊急の医療とは言えないと思われるところ、なぜ「緊急の医療」という文言になっているのか。
 - ・ 滋賀県においては屋内退避中に継続が期待される医療活動は原子力災害拠点病院を中心として行うことは他の対応との兼ね合いで難しいと考えているため、福井エリア地域の実態に合った記載にできないか。
 - ・ 屋内退避の長期継続を支えるために小売業者に営業継続を呼びかける際の根拠として地域防災計画等に記載はなく、誰が「呼びかけ」を実施すると想定されているのか。

これに対して原子力規制庁から、

- ・ 「緊急の医療」については、屋内退避中に、どのような医療行為でもそれを受けるための一時外出を認めるというわけではなく、生命や基本的な身体機能の維持に関わる緊急性の高い医療行為を受ける場合は屋内退避中も一時外出できるという意味で記載している。
- ・ 屋内退避中の小売業者の活動については、営業を継続するかどうかの最終判断は民間事業者に委ねているが、その判断に当たって、国から、放射性物質放出の見込み等に関する情報提供を行う。原子力規制庁としては全面緊急事態以降も民間事業者が活動を継続していただけるような周知等に引き続き取り組んでいく。

との回答があった。

また内閣府からは、屋内退避中に継続が期待される医療活動は原子力災害拠点病院を中心として行うことになるのか、地域の実情に合った表現となるよう関係自治体と相談しながら修正を検討する旨発言があった。

- さらに滋賀県から、災害時に他の都道府県から応援を受けるというスキームは今でもあるが、近年は国が主体となって支援の調整を行っており、応急対策職員派遣制度を例に挙げ、緊急時対応に記載してはどうかとの意見があった。

これに対して内閣府から、関係省庁と相談する旨発言があった。

- 京都府から、屋内退避中の一時外出の際に特別な対策は不要と現在の改定案ではなっているが、通常のマスクや肌をなるべく露出させない長袖などの服装のほうがよりよいと思われるため、そのような内容を追記してはどうかとの意見があった。

これに対して内閣府から、原子力規制庁の公表している関連文書には「避難や一時移転の際に推奨されているようなマスクや帽子、長袖、長ズボン等のできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる」との記載があるので、この記載を参考にして追記を検討する旨回答があった。

(2) その他

- 内閣府から、本日の意見を踏まえ関係省庁や関係の自治体等と相談して反映することとし、修正案ができたなら次回の作業部会で議論する旨発言があった。

以 上